

平成19年(ワ)第1904号・4279号 ボランティア基金返還等請求事件

原告 鎌田まりみ 外35名

被告 アーク・エンジェルズこと林俊彦

準備書面 (被告6)

2008年(平成20年)2月6日

大阪地方裁判所 第11民事部合H係 御中

被告訴訟代理人弁護士 橋 口 玲



同(担当) 太 田 健 義



記

第1 I. 新たな(求)釈明事項に対する回答

1 1について

出金理由については準備書面(被告5)の1項で回答したとおりである。

入金先は、三井住友銀行赤川町支店のアークエンジェルズ名義の口座である。

2 2及び5-2について

2の出金理由については、同書面の2項で回答したとおりである。

「●●●●●●●●」はアークエンジェルズの統括の母親であり、被告や関係者が広島に行っていることが多く、大阪に戻ってきて支払等をするには費用的にも時間的にも大変であったために、信頼できる人物に支払いを頼んでいた。その支払いのためと振り分けのために送金を行ったが、支払に使わ

れることがなかった1000万円については、全額を上記の三井住友銀行口座に入金した。

なお、「●●●●●●●●」の口座は個人情報であるので回答しない。

3 3について

内容については同書面の3項で回答したとおりである。口座は、上記1の三井住友銀行口座である。

4 4について

内容については同書面の4項で回答したとおりである。「ハヤシトシヒコ」名義の口座は、郵便局の14190-2-90224351の林俊彦名義である。なお、同書面の回答で誤りがあるので訂正する。上記口座は、従前から被告が使用していたが、同項で説明した1050万円を振り込んでからは、不妊手術助成金支払専用口座としたものである。

5 5-1、6-2及び3について

「●●●●●●●●」は統括の旧姓であり、この口座は、以前からアークエンジェルズの一部経費の引き落としに使われていた。そのため、引き落としの原資を確保するために同名義に送金した。

なお、口座番号等は個人情報なので回答しない。

6 5-3、4、6、7及び8について

被告が実費等の支払をしているために、その原資のために被告口座宛てに送金したものである。

7 5-5について

「●●●●●●●●」宛の送金は、同人がレンタカーを借りるなどの実費を負担したので、実費分の清算のために送金したものである。なお、口座番号等は個人情報なので回答しない。

8 6-1について

本件とは関係がないので回答しない。

9 7について

上記1で回答済みである。

10 7について

基本的に募金の呼びかけに使用している郵便局の口座である。

第2 II. その他の新たな(求) 釈明事項等について

- 1 現金書留で送金された金額は基本的には記録しているが、現場の混乱のため、一括して募金として口座に入金している可能性がある。
- 2 上記①と同様であるが、氏名までは特定されていない。
- 3 物品に同封された金額も上記②と同様である。しかも、一部抜き取られている金額がある。
- 4 送付・寄付された物品については明細はない。倉庫で一括管理していたからである。
- 5 金銭の入出金状況は、税理士が整理した総合仕訳帳が存在するが、その提出については検討する。

以上